憲法改正の手続き

国の最高法規である憲法は、どのような手続きで改正されるか

1 原案の提出
国会議員が提出
（衆議院100人以上・
参議院50人以上の賛成）

→

2 憲法審査会
衆議院と参議院の
憲法審査会で審査

→

3 各議院の本会議
それぞれ総議員の
3分の2以上の賛成

→

4 国会が発議
国民に改正案を
示して提案する

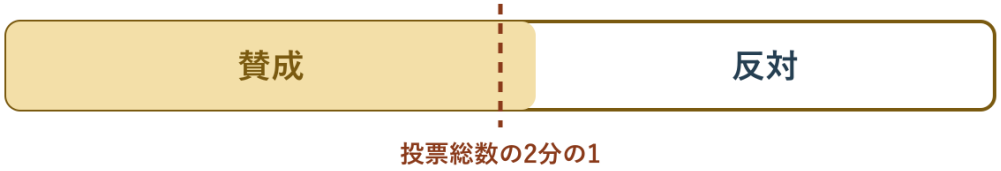
→

5 国民投票
発議から60日以後
180日以内に行う
18歳以上の国民が投票

→

6 天皇が公布
国民の名で、
ただちに公布する

国民投票で承認されるとき



賛成の票が、投票総数（賛成の票と反対の票の合計）の
2分の1を超えると、国民の承認があったことになる。
図の帯は例（実際の票数ではない）。

法律の制定と比べる

法律	憲法の改正
各議院の 出席議員の過半数 で可決	各議院の総議員の 3分の2以上 ＋国民投票

憲法は国の最高法規で、国の権力を
しばる決まりなので、改正の手続きが厳しい。

日本国憲法第96条と、日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）・国会法による。
衆議院で可決しても参議院で否決されると発議されない（衆議院の優越はない）。